

新地方公会計制度 及び 財政健全化法  
アンケート集計結果報告書

平成 21 年 3 月  
日本公認会計士協会 近畿会  
社会・公会計委員会

平成 21 年 3 月 3 日

アンケートご回答団体 御中

日本公認会計士協会 近畿会 社会公会計委員会

担当副会長 遠藤 尚秀

委員長 牧野 康幸

## 新地方公会計制度及び財政健全化法についてのアンケート結果報告

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

日本公認会計士協会では、新地方公会計制度による財務 4 表の作成及び財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表や個別外部監査の実施などが目前に迫っているという公会計を取り巻く大きな環境の変化の中において、地方公共団体の関係者の皆様から会計・監査の専門家である公認会計士に対して大きな期待を寄せられていると理解しております。

日本公認会計士協会の地域会である近畿会（大阪府、奈良県及び和歌山県が対象エリア）は、皆様方が、新地方公会計制度及び財政健全化法に関して、どのような対応を考えられているのか、対応にあたり障害となる点は何かなどについてご意見を伺い、日本公認会計士協会近畿会及び会員である公認会計士がいかに対応すべきかについて認識を深めるために平成 20 年 10 月にアンケートを実施いたしました。

発送につきましては、平成 20 年 10 月 1 日、日本公認会計士協会の地域会である近畿会の担当エリアである大阪府 44 団体、奈良県 40 団体及び和歌山県 31 団体の合計 115 団体に対して郵送いたしました。発送した自治体の府県別・人口規模別の内訳は以下のとおりです。

区分	府県	政令市 中核市 特例市	一般市 (全て人口3 万人以上)	町村 (人口3万 人以上)	町村 (人口3万 人未満)	発送合計 団体数
大阪府	1	1 1	2 2	0	1 0	4 4
奈良県	1	1	1 1	2	2 5	4 0
和歌山県	1	1	8	0	2 1	3 1
合計	3	1 3	4 1	2	5 6	1 1 5

回答状況につきましては、人口3万人以上の町村2団体からの回答がなかったため、回答を分析するに当たり、A～Dの4つに分類し、集計・分析をいたしました。総回答数は58団体と50%の自治体から回答をいただきました。地域別の回答割合は、大阪府内自治体59%、奈良県内自治体30%、和歌山県内自治体61%です。

区分	A 政令市 中核市 特例市	B A以外の市 (全て人口3 万人以上)	C 町村 (全て人口3 万人未満)	D 府県・ 不明等	回答合計 団体数
回答団体数	1 0	2 6	2 0	2	5 8

今回の分析結果は、第一部：新地方公会計制度（財務4表）、第二部：財政健全化法としてまとめております。皆様方の新地方公会計制度への取組（財務4表の作成）及び財政健全化法への対応におきまして多少なりともお役に立てれば幸いです。

敬具

（注1）本文で紹介する英字表記は以下の自治体を表す。

A：政令指定都市、中核市及び特例市

B：A以外の市

C：町村

D：府県及び不明

（注2）本文の「回答を頂いた全自治体 件」の件数が相違するのは各質問について回答件数の違いによる。

（注3）本文の「有効回答率」は全回答数58件に対する比率である。

# 目次

## ．新地方公会計制度（財務４表）

Q 1：作成にあたり、どの方式を採用されるご予定ですか？	3
Q 2：平成 20 年度の財務 4 表の完了予定日（（1）完了、（2）公表）はいつですか？	4
Q 3：作成を担当される所管部署（取りまとめ部署）はどちらですか？	6
Q 4：作成及びチェック（正確性の検証）のためにどのくらいの工数又は時間を想定されていますか？	7
Q 5：作成のための環境整備において障害となる点は何ですか？（複数回答可）	9
Q 6：作成にあたり、技術的な面で障害となる点は何ですか？（複数回答可）	10
Q 7：作成にあたり、あればよいと思われるツール・情報（総務省からの配布（予定のものも含む））に何がありますか？（複数回答可）	11
Q 8：作成・チェックのために外部の支援を必要とされていますか？	12
Q 9：Q 8 にて（2）または（3）を選択された場合、どんな支援を得られていますか？または、どんな支援が必要ですか？（複数回答可）	13
Q 10：外部の支援が必要である場合、Q 4 の工数又は時間のうちどのくらい支援を受けていますか？または、どのくらい支援を受けることを考えられていますか？	14
Q 11：日本公認会計士協会において新地方公会計制度による財務 4 表の作成について地方公共団体向け研修会を開催する場合、参加を希望されますか？	15
Q 12：Q 11 の研修会に参加を希望される場合、内容につき希望はありますか？（複数回答可）	17
Q 13：今回の新地方公会計制度に基づく財務 4 表の作成に関するご感想・ご意見についてお聞かせください。	18
【総合的考察】	19

## ．財政健全化

Q 1：平成 19 年度の健全化判断比率の完了月（（1）算定、（2）審査、（3）公表）はいつでしたか？	23
Q 2：健全化判断比率の算定を担当される部署（取りまとめ部署）はどちらですか？	26
Q 3：健全化判断比率の算定のためにどのくらいの工数又は時間を必要とされましたか？	27
Q 4：健全化判断比率の算定にあたり、困難と考えられる点として何がありましたか？（複数回答可）	29
Q 5：算定にあたり、総務省からのチェックリストなどの配布物以外で有用と思われる情報等に何がありますか？（複数回答可）	30
Q 6：健全化判断比率についてどのような審査を受けられましたか？	31
Q 7：健全化判断比率の正確性を検証するため外部の支援を必要とされていますか？	32
Q 8：財政健全化計画または財政再生計画の作成が必要となった場合、計画の作成について外部の支援を必要とされていますか？	33
Q 9：財政健全化計画又は財政再生計画の作成が必要となった場合、個別外部監査に何を、どこまで期待されていますか？（財政健全化法第 26 条第 1 項の個別監査の義務付け）（複数回答可）	34
Q 10：財政健全化計画又は財政再生計画の作成をされた場合、包括外部監査に何を期待されていますか？（財政健全化法第 26 条第 2 項による包括外部監査実施の際の留意点）	35
【総合的考察】	36

# アンケート集計結果

## 第一部

### 新地方公会計制度 (財務4表)

Q1：作成にあたり、どの方式を採用されるご予定ですか？

A1：(1) 回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1) 基準モデル		(2) 総務省改訂モデル		(3) その他モデル	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	1	1.8%	8	14.3%	0	0.0%
B	0	0.0%	25	44.6%	0	0.0%
C	1	1.8%	19	33.9%	0	0.0%
D	0	0.0%	2	3.6%	0	0.0%
合計	2	3.6%	54	96.4%	0	0.0%

(注1) 英字表記は以下の自治体を表す。

- A：政令指定都市、中核市及び特例市
- B：A以外の市
- C：町村
- D：府県及び不明

(注2) 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の56件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 56 \text{ 件}$$

(注3) 有効回答率は96.6%である。(総回答数58件で除算)

(考察メモ)

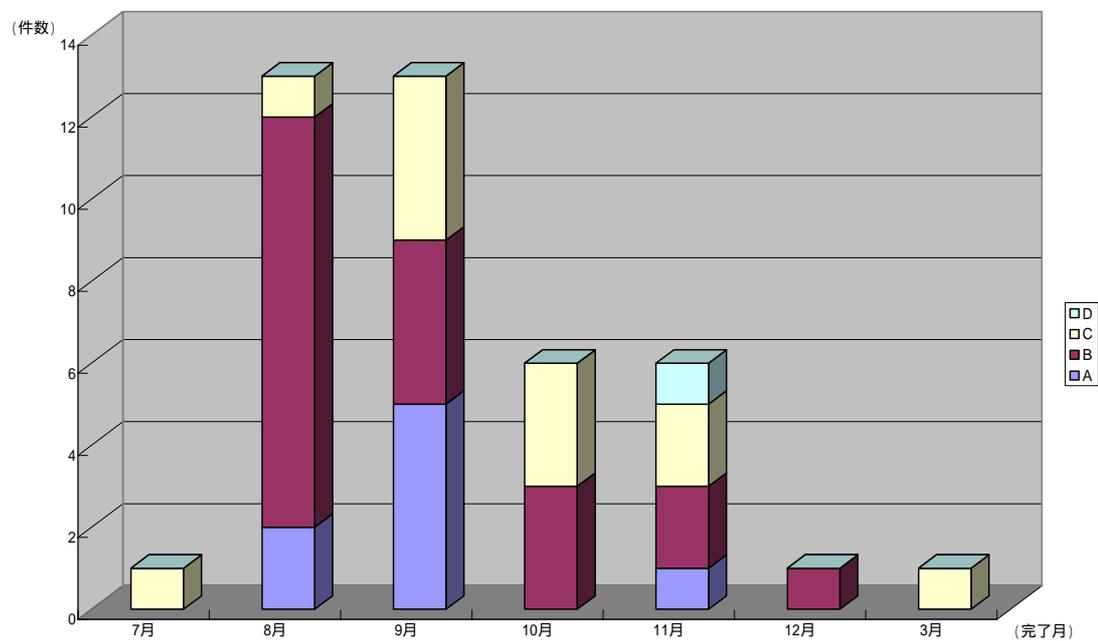
- ・ 従来の「総務省方式」や「東京都方式」等の「(3) その他モデル」との回答がみられなかったことから、回答のあった団体の全てが、総務省・新地方公会計制度研究会報告書方式の何れかのモデルを採用する予定であることが窺える。
- ・ 「(1) 基準モデル」を採用予定とする回答は、全体で2件のみにとどまっており、自治体の種別、規模を問わず、「(2) 総務省方式改訂モデル」を採用予定とする回答が大半を占める結果となった。

Q 2 : 平成 2 0 年度の財務 4 表の完了予定日 (( 1 ) 完了、( 2 ) 公表) はいつですか?

A 2 : ( 1 ) 完了月は以下の表及びグラフの通りである。

( 単位 : 件 )

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月
A	0	2	5	0	1	0	0
B	0	10	4	3	2	1	0
C	1	1	4	3	2	0	1
D	0	0	0	0	1	0	0
合計	1	13	13	6	6	1	1



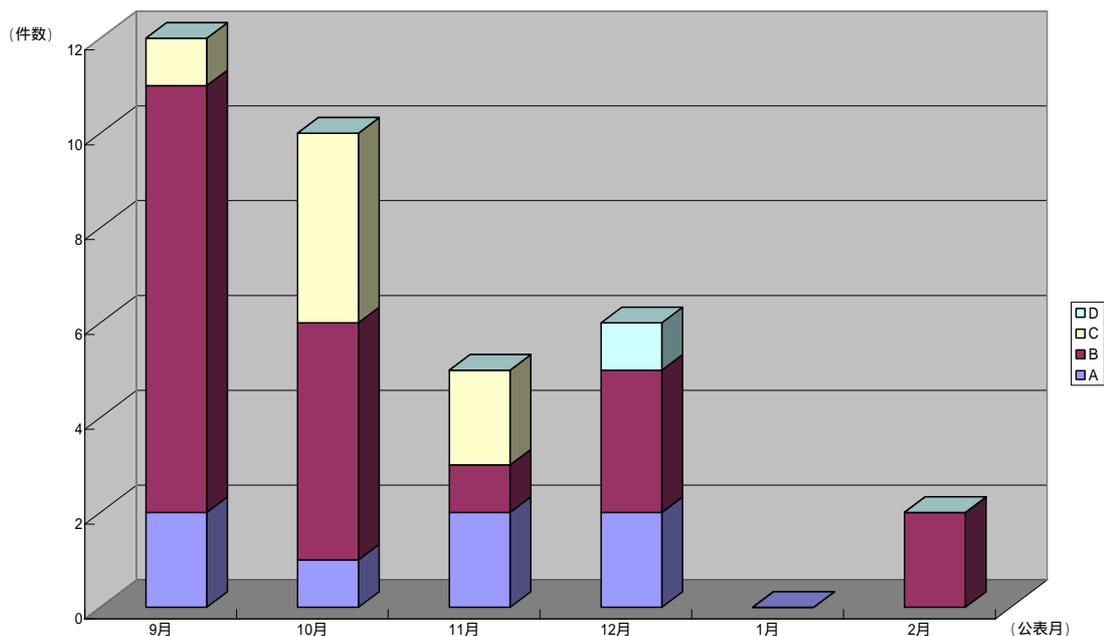
( 注 )

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A 以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 有効回答数 41 件、有効回答率は 70.7% である。( 総回答数 58 件で除算 )

A 2 : ( 2 ) 公表月は以下の表及びグラフの通りである。

( 単位 : 件 )

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
A	2	1	2	2	0	0
B	9	5	1	3	0	2
C	1	4	2	0	0	0
D	0	0	0	1	0	0
合計	12	10	5	6	0	2



( 注 )

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A 以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 有効回答数 35 件、有効回答率は 60.3% である。( 総回答数 58 件で除算 )

( 考察メモ )

- ・ 作成完了を 8、9 月とし、翌月の 9、10 月に公表する団体が相対的に多くみられるが、一方で 3 割以上の団体が、それ以降の完了、公表を予定しているとの回答であり、中には 2 月公表予定の団体もあることから、スケジュールには半年程度の分散がみられる。
- ・ A ( 政令指定都市、中核市及び特例市 ) は、公表月が 9 月から 12 月にほぼ均等に分散しているが、B ( A 以外に該当する市 ) では、8 月作成完了、9 月公表予定とする団体が相対的に多い傾向がみられる。やはり規模が小さい自治体は、連結する団体の数が少ないせいか、財務 4 表の作成スピードは大規模自治体に比べて一般的に早いと考えられる。
- ・ 9 月公表予定と回答した団体は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」において公表時期として望ましいとされる 9 月議会終了時までを意識したものと推測されるが、9 月公表予定と回答した団体の比率は 34.3%にとどまっている。

Q3：作成を担当される所管部署（取りまとめ部署）はどちらですか？

A3：担当部署としては、財政課、総務課等であった。

（考察メモ）

- ・ 回答のあった全ての団体が、日頃から財政データを取り扱っている財政課、総務課等を担当部署（取りまとめ部署）としていた。
- ・
- ・ 当アンケートの「 . 財政健全化法」Q2 の担当部署と比較すると、以下の 1 自治体を除きすべて同一部署で対応されていた。
- ・  
（例外）財務 4 表：会計課、財政健全化法：財政課

Q 4 : 作成及びチェック（正確性の検証）のためにどのくらいの工数又は時間を想定されていますか？

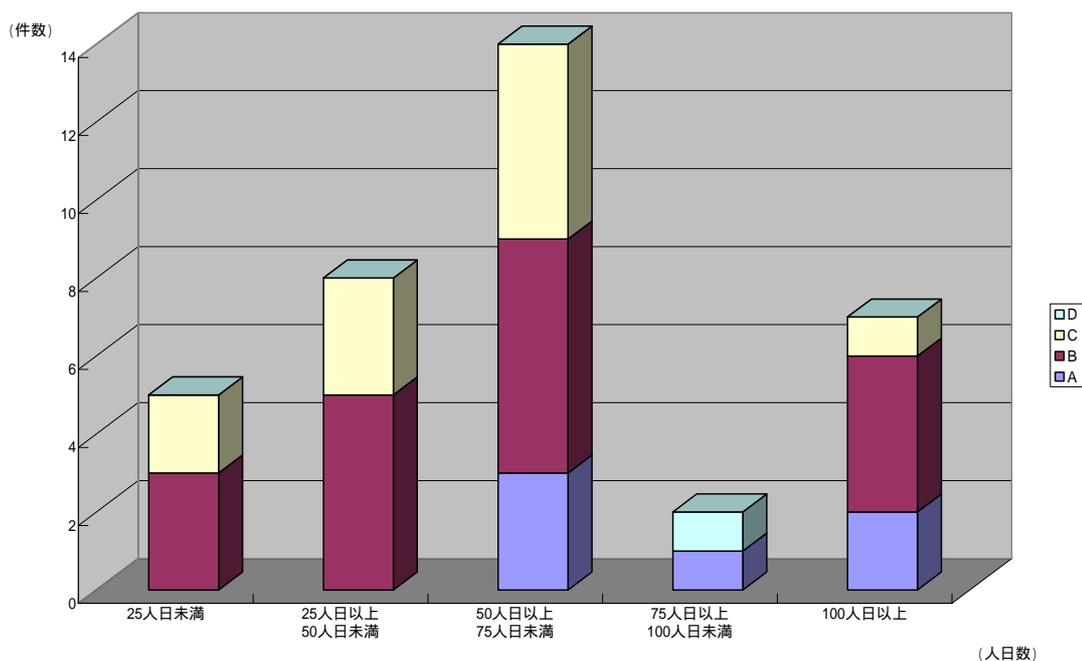
A 4 : 回答は以下の表及びグラフの通りである。

(単位：件)

	25人日未満	25人日以上 50人日未満	50人日以上 75人日未満	75人日以上 100人日未満	100人日以上
A	0	0	3	1	2
B	3	5	6	0	4
C	2	3	5	0	1
D	0	0	0	1	0
合計	5	8	14	2	7

(注) 総時間数のみで回答頂いた2件については便宜的に下式の通り変更している。

$$\text{人日} = \text{総時間数} \div 8 \text{時間}$$



(注)

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 有効回答数 36 件、有効回答率は 62.1% である。(総回答数 58 件で除算)

(参考資料) 各自治体の財務4表作成に従事した人数

(単位:件)

	1人	2人	3人	4人	5人以上
A	1	3	0	1	2
B	0	14	1	0	1
C	3	7	1	0	1
D	1	0	0	0	0
合計	5	24	2	1	4

(考察メモ)

- ・ A (政令指定都市、中核市及び特例市) は、どの団体も 50 人日以上を想定しているとの回答であった。また、B (A以外の市)、C (町村) においては、25 人日未満との回答がある一方、100 人日以上との回答もあり、分散している傾向がみられた。
- ・ D (府県又は不明) を除き、A, B, C の何れにおいても 5 人以上の従事者が予定されているとの回答があったが、一方で、従事者が 2 人の予定であるとする回答が最頻値となっており、少人数で作業する傾向がみられた。

Q5：作成のための環境整備において障害となる点は何ですか？（複数回答可）

A5：回答は以下の表の通りである。

（単位：件）

	(1)障害はない		(2)作成の為の人員が不足している		(3)庁内の理解・協力が得られない		(4)作成する意義が見出せない		(5)その他（自由記載）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	1	1.8%	7	12.7%	4	7.3%	1	1.8%	3	5.5%
B	3	5.5%	17	30.9%	7	12.7%	4	7.3%	5	9.1%
C	1	1.8%	15	27.3%	3	5.5%	5	9.1%	3	5.5%
D	0	0.0%	2	3.6%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
合計	5	9.1%	41	74.5%	14	25.5%	11	20.0%	11	20.0%

（注）

・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明

・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の55件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 55 \text{ 件}$$

（5）その他（自由記載）に記載されていた内容

- ✓ 『財産台帳の整理』
- ✓ 『庁内の様々な部署に協力を依頼しなければならないのに、情報や人手が限られている』
- ✓ 『連結団体の協力が不可欠』
- ✓ 『事務が重なり短期間では無理』
- ✓ 『資産の把握・評価のため未整備である財産台帳の整備を進めていく必要がある』
- ✓ 『市民等に対する情報提供という点では理解されているが、財政運営上の活用という点では不明確である』
- ✓ 『実務的な問合せができる相談体制が身近にない』
- ✓ 『事務量の増加、台帳の再整備』
- ✓ 『外部に支援を求める場合の国からの財政的な措置がない』
- ✓ 『法的根拠がないため、庁内の理解・協力が得難い。作成によるメリット・活用方法が具体的に見えない。資産債務改革を公会計に合う形で進めたくても従来からの行革プランがあり推進が難しい』

（考察メモ）

- ・ A, B, C, Dいずれにおいても、「(2)作成の為の人員が不足している」が筆頭にあげられており、作業量が負担となっていることが窺える。
- ・ A（政令指定都市、中核市及び特例市）及びB（A以外に該当する市）においては、「(3)庁内の理解・協力が得られない」が続いて挙げられており、庁内での横の関係に苦労していることが推察される。
- ・ B（A以外に該当する市）及びC（町村）においては、「(4)作成する意義が見出せない」との回答も相対的に多いので、作成した後の利用、活用の仕方について、今後の研究が必要である。
- ・ 自由記載で複数回答があるとおり、固定資産（行政財産・普通財産）についての財産台帳の再整備についてかなりの業務負担が予想されており、担当部署としては頭の痛い問題となっている。しかし、今回の新地方公会計制度改革において、自治体の財産を再度見直しデータを整備することで、今後の有効な固定資産管理が可能となるメリットは大きく、自治体のトップマネジメント自らが真剣に取り組む課題と考えられる。

Q 6 : 作成にあたり、技術的な面で障害となる点は何ですか？（複数回答可）

A 6 : 回答は以下の表の通りである。

(単位:件)

	(1)障害はない		(2)固定資産の洗い出し・評価		(3)債権の評価		(4)一部事務組合等の処理		(5)連結4表の作成		(6)その他(自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	0	0.0%	9	16.1%	5	8.9%	4	7.1%	7	12.5%	4	7.1%
B	0	0.0%	23	41.1%	17	30.4%	7	12.5%	15	26.8%	0	0.0%
C	0	0.0%	19	33.9%	7	12.5%	4	7.1%	5	8.9%	3	5.4%
D	0	0.0%	2	3.6%	1	1.8%	1	1.8%	2	3.6%	0	0.0%
合計	0	0.0%	53	94.6%	30	53.6%	16	28.6%	29	51.8%	7	12.5%

(注)

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の56件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 56 \text{ 件}$$

(6) その他(自由記載)に記載されていた内容

- ✓ 『連結財務諸表の読替ノウハウ、発生主義に対する知識、特に資金収支計算書作成時の資金の範囲について』
- ✓ 『回収不能額の算定』
- ✓ 『回収不能見込み額の算定方法』
- ✓ 『元の総務省方式はほとんど決算統計からの転記だが改訂モデルは別途計算が多すぎる』
- ✓ 『道路等工作物の単価設定』
- ✓ 『作成フォーマット・システム、他団体比較可能性、情報収集』

(考察メモ)

- ・ 「(1) 障害はない」と回答した団体はなく、何れの団体も何らかの技術的な面での障害を認識していた。
- ・ 「(2) 固定資産の洗い出し・評価」をあげる団体が、全体で94.6%に上っており、台帳整備をはじめ自治体における固定資産管理に多くの課題が残されていることが推察される。
- ・ 続いて、「(3) 債権の評価」と「(5) 連結4表の作成」が、いずれも全体で過半を占める回答となっており、従来の自治体会計に無かった視点に戸惑いがみられる様子が窺える。
- ・ また、「(4) 一部事務組合等の処理」をあげる団体も相対的に多く、技術的な面での障害と認識されている領域が、特定の事項にとどまらず広範囲に渡っていることが浮き彫りになっている。

Q7：作成にあたり、あればよいと思われるツール・情報（総務省からの配布（予定のものも含む））に何がありますか？（複数回答可）

A7：回答は以下の表の通りである。

（単位：件）

	(1)データを入力すれば作成できるワークシート又はソフトウェア		(2)作成方法のマニュアル・解説書		(3)正確性検証のためのチェックリスト		(4)他自治体の作成状況についての情報		(5)その他（自由記載）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	7	12.5%	9	16.1%	9	16.1%	7	12.5%	1	1.8%
B	23	41.1%	19	33.9%	20	35.7%	9	16.1%	1	1.8%
C	14	25.0%	13	23.2%	11	19.6%	6	10.7%	2	3.6%
D	2	3.6%	2	3.6%	2	3.6%	1	1.8%	0	0.0%
合計	46	82.1%	43	76.8%	42	75.0%	23	41.1%	4	7.1%

（注）

- ・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の56件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 56 \text{ 件}$$

（5）その他（自由記載）に記載されていた内容

- ✓ 『連結財務諸表作成ツール・マニュアル』
- ✓ 『固定資産台帳整備のためのツール』
- ✓ 『極力事務を増やさないツールが無償で提供されることを希望する』

（考察メモ）

- ・ 「(1) データを入力すれば作成できるワークシート又はソフトウェア」をあげる団体が、全体で82.1%に上っていることをはじめ、「(2) 作成方法のマニュアル・解説」及び「(3) 正確性検証のためのチェックリスト」ともに、全体で7割を超える回答があげられていることから、作業の効率化、標準化と作成結果の正確性を担保する手立てといった多面的な強いニーズが窺える。裏を返すと、これらの諸点に関する作業面での課題が残されていることの表れとも考えられる。この点については、日本公認会計士協会の会員も参加している総務省の「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」で今後、作成・配布が予定されている。
- ・ また、「(4) 他自治体の作成状況についての情報」が全体で、半数近くに上っていることから、実務的な情報への期待が窺える。

Q 8 : 作成・チェックのために外部の支援を必要とされていますか？

A 8 : 回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1)自力でできるため必要なし		(2)すでに外部からの支援を得ている		(3)外部の支援が必要である	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	2	3.6%	5	9.1%	2	3.6%
B	8	14.5%	8	14.5%	8	14.5%
C	5	9.1%	13	23.6%	2	3.6%
D	1	1.8%	0	0.0%	1	1.8%
合計	16	29.1%	26	47.3%	13	23.6%

(注)

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の 55 件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 55 \text{ 件}$$

- ・ 有効回答率は 94.8% である。(総回答数 58 件で除算)

(考察メモ)

- ・ 「(1)自力でできるため必要なし」と回答した団体が約 3 割に上る一方、「(2)すでに外部からの支援を得ている」、「(3)外部の支援が必要である」との回答した団体が合わせて約 7 割となっており、Q 6 (作成にあたり、技術的な面で障害となる点は何ですか?) での回答に関する対応の様子が窺える。
- ・ また、「(2)すでに外部からの支援を得ている」との回答が全体で 47.3% に上っている一方、「(3)外部の支援が必要である」との回答が 23.6% あり、支援の必要性がこれから具現化する団体が約 1/4 あることも窺える。

Q9：Q8にて(2)または(3)を選択された場合、どんな支援を得られていますか？または、どんな支援が必要ですか？(複数回答可)

A9：回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1)一緒に作成		(2)作成のための助言・情報		(3)作成後のチェック		(4)その他 (自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	1	2.6%	7	17.9%	4	10.3%	1	2.6%
B	1	2.6%	14	35.9%	6	15.4%	0	0.0%
C	3	7.7%	11	28.2%	5	12.8%	4	10.3%
D	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	6	15.4%	32	82.1%	15	38.5%	5	12.8%

(注)

- ・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の39件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 39 \text{ 件}$$

(5) その他(自由記載)に記載されていた内容

- ✓ 『県主催の研究会を月1回開催』
- ✓ 『県の研究会に参加』
- ✓ 『県の呼びかけによる研究会の開催』
- ✓ 『県が主催する研究会に参加』
- ✓ 『分析方法・評価の基準の作成』

(考察メモ)

- ・ 全体的に見て、「(1)一緒に作成」が15.4%、「(3)作成後のチェック」が38.5%である一方、「(2)作成のための助言・情報」が82.1%に上っている。団体(財政課等)が作成の主体となるものの、作成過程での関わり(助言・情報)を求めている団体が多いことを示しており、一方で約4割の団体が、作成結果段階での関わり(重複回答あり)を期待していることが窺える。
- ・ 自由記載において「県主催の研究会への参加」をあげている団体が多いことから、県への期待あるいは他団体の動向への関心も少なからず見て取れる。

Q10：外部の支援が必要である場合、Q4の工数又は時間のうちのどのくらい支援を受けていますか？または、どのくらい支援を受けることを考えられていますか？

A10：回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1)50%以上		(2)25%～50%未満		(3)25%未満	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	1	2.9%	3	8.6%	2	5.7%
B	2	5.7%	4	11.4%	9	25.7%
C	4	11.3%	3	8.6%	6	17.1%
D	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
合計	8	22.8%	10	28.6%	17	48.6%

(注)

- 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の35件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 35 \text{ 件}$$

- 有効回答率は60.3%である。(総回答数58件で除算)

(考察メモ)

- 全体として、「(3) 25%未満」が過半であるが、「(2) 25%～50%未満」が28.6%、さらには「(1) 50%以上」が22.8%に及んでいることから、工数(時間)面でみた外部への依存度が相対的に高い様子、外部への依存度に分散がある模様が見て取れる。
- 殊に、C(町村)においては、約3割が、「(1) 50%以上」となっており、この点が「Q4(作成及びチェック(正確性の検証)のためにどのくらいの工数又は時間を想定されていますか?)」等の回答の背景にあることに留意する必要があるかもしれない。

Q11：日本公認会計士協会において新地方公会計制度による財務4表の作成について地方公共団体向け研修会を開催する場合、参加を希望されますか？

A11：回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1)参加する予定はない/必要ない		(2)参加費用、開催場所などの条件が合えば参加する。	
	件数	割合	件数	割合
A	2	3.5%	7	12.3%
B	11	19.3%	15	26.3%
C	11	19.3%	9	15.8%
D	1	1.8%	1	1.8%
合計	25	43.9%	32	56.1%

(注)

- ・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の57件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 57 \text{ 件}$$

- ・ 有効回答率は98.3%である。(総回答数58件で除算)

(2)条件に記載されていた内容

- ✓ 『大阪市付近』
- ✓ 『和歌山県内』
- ✓ 『県内で複数回』
- ✓ 『近隣』
- ✓ 『近畿圏』
- ✓ 『研修内容・開催場所により検討』
- ✓ 『開催時期』
- ✓ 『費用、場所、内容』
- ✓ 『繁忙期と重ならない時期、大阪近隣』
- ✓ 『実務に則した研修』
- ✓ 『連結財務諸表のみ希望、開催時期4～6月』

なお、無料を望む声も複数、見受けられた。

(考察メモ)

- ・ 全体的に、また、A、B、C、Dの何れをとっても、「(1) 参加する予定はない/ 必要ない」、「(2) 参加費用、開催場所などの条件が合えば参加する」両回答に偏ることなく分かれている。
- ・ 「(2) 参加費用、開催場所などの条件が合えば参加する」の条件では、「近隣での開催」との趣旨での回答が多く、開催場所の利便性(時間的制約)がかなり重要な条件であることが見て取れる。
- ・ さらに開催条件について、「無料」あるいは「低費用」と答えた自治体が、今回のアンケート送付総数 57 件中 15 件あった。「無料」との回答に(1)の研修会の開催に否定的な意見を加えると有効回答の約 7 割を占める結果となっていた。自治体における財政面での厳しさゆえか、財務 4 表作成の意義が十分に理解されていないためなのか判然としないため、「無料」とご回答いただいた自治体について、【総合的考察】で他の回答の結果との関連についてクロス分析を加えていく。

Q12：Q11 の研修会に参加を希望される場合、内容につき希望はありますか？（複数回答可）

A12：回答は以下の表の通りである。

（単位：件）

	(1) 公会計制度の中長期的なあり方検討を中心とする学術的な内容		(2) 総務省の新地方公会計制度の具体的かつ技術的な内容		(3) 作成した財務4表の活用方法		(4) その他（自由記載）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	2	6.3%	5	15.6%	7	21.9%	0	0.0%
B	3	9.4%	13	40.6%	10	31.3%	0	0.0%
C	0	0.0%	5	15.6%	5	15.6%	0	0.0%
D	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	5	15.6%	23	71.9%	22	68.8%	0	0.0%

（注）

- ・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の32件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 32 \text{ 件}$$

（4）その他（自由記載）に記載されていた内容

- ✓ 『具体的な事例をあげての作成』
- ✓ 『講演ではなく4表作成事務に向けてのもの』
- ✓ 『作成した表のチェック、内容分析のアドバイス』
- ✓ 『基準モデルと総務省改訂モデル、別々の研修会』
- ✓ 『公会計における外部からの評価（4表の動きから見た地方自治体の財務分析）』

（考察メモ）

- ・ 全体にみて、「(2) 総務省の新地方公会計制度の具体的かつ技術的な内容」と「(3) 作成した財務4表の活用方法」が、ともに約7割の回答を得ており、一方、「(1) 公会計制度の中長期的なあり方検討を中心とする学術的な内容」は、1割程度の回答であった。概念的なものよりも、実務的な内容に関するニーズが高く、さらには、作成後を睨んだ対応へ関心がシフトしつつあることが窺える。言を変えれば、研修内容に即効性を求めているとも受け止められ、自治体の現場における切迫感の表れとも考えられる。

Q13：今回の新地方公会計制度に基づく財務4表の作成に関するご感想・ご意見についてお聞かせください。

A13：自由記載は以下の通りである。

財務4表作成に関する記載

- ✓ 『財務4表作成に必要な補助表や固定資産台帳などの様式を統一して定めてもらいたい』
- ✓ 『資産把握、評価が課題。また、相殺消去等連結財務諸表作成が煩雑と思われる。』
- ✓ 『基準モデルは専門的知識が必要』
- ✓ 『売却可能資産の洗い出しや、連結4表の作成に多大な時間を要することが考えられるので担当部署以外の関係部署や、特別会計及び一部事務組合の理解や協力が必要』
- ✓ 『新地方公会計制度の意義は理解しているが人員が削減され業務量が増えている時期に固定資産台帳の整備等どのように取り組んでいくか苦慮している』
- ✓ 『情報が少ない。健全化法に比べて認識が低い。』
- ✓ 『数値の整合性チェックが非常に困難であると感じている』

財務4表の情報の利用に関する記載

- ✓ 『財務4表を見て住民にどこまで理解してもらえるか少し不安である。市がおかれている状況を民間的な手法で公表するという点では有意義であると考える。』
- ✓ 『都市部はともかく地方の小規模自治体でこのような財務諸表の公表を望んでいる住民が本当にいるのか理解に苦しむ』
- ✓ 『作成は義務付けられたが、財務4表の有用な活用方法を見出していく必要がある』
- ✓ 『ストックの洗出は、予算編成においても新しい観点となる』
- ✓ 『総務省等で研究されている方式により作成することが、比較可能性からもベターと考えるが、(新地方)公会計による財務諸表が自治体の財政状況を把握する万能策ではなく、あくまで一つの参考資料に過ぎないと考えている。事務・経費の負担が大きくなることを懸念している』
- ✓ 『作成に当たり、かなりの時間を要すると予想される。発生主義、複式簿記化の考え方はよいと思うが作成後、市政運営にどのようなメリットがあるのか』

(考察メモ)

- ・ 各団体の規模等、置かれている環境により、作成の意義・効用から、業務量、技術面での悩ましい事項等、バラエティに富んだ感想、意見があげられているが、これらは新地方公会計制度に係る課題が広範囲に及んでいることを窺わせる。また、これら諸点は、取りも直さず、われわれが、日本公認会計士協会近畿会あるいは、個々の公認会計士として、どのような形で関わり、住民の役に立てるかを深く考えさせる素材を提供してくれているとも言え、真摯に受け止めるべきものであらうと考える。

## 【総合的考察】

今回のアンケートの回答割合は 50%と、郵送のみによるアンケートとしてはかなり高い回答率となり、近畿圏の自治体における「新地方公会計制度（財務 4 表）」「財務健全化法」への関心の高さが窺われた。

さて、Q11 では、すでに指摘したように、「(2) 参加費用、開催場所などの条件が合えば参加する」の条件で「無料」と答えた自治体 15 団体も見受けられた。そこで、当該 15 の自治体について、Q5、Q8～Q10、Q12、Q13 の回答内容を分析（クロスセクション分析 1）することにより、より詳細な実態を明らかにしたい。

また、Q13 について、特にお忙しい仕事の合間にもかかわらず当質問にご意見・ご感想を記載いただいた自治体はかなり意識が高い自治体と推測される。そこで該当する自治体の Q5、Q8～Q12 の回答とへ全体の回答の傾向を比較して、「財務 4 表」に関するいかなるニーズがあるのかを探ってみたい（クロスセクション分析 2）。

### ・ クロスセクション分析 1（Q11 との関連）：

Q11 の「(2) 参加費用、開催場所などの条件が合えば参加する」の具体的な条件で「無料」と答えた自治体について

	Q5(複数回答)		Q8		Q9(複数回答)		Q10		Q12(複数回答)		Q13回答あり	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
(1)	2	18.2%	4	36.4%	1	9.1%	1	9.1%	1	9.1%	1	9.1%
(2)	7	63.6%	4	36.4%	5	45.5%	4	36.4%	7	63.6%	0	0.0%
(3)	4	36.4%	3	27.3%	2	18.2%	2	18.2%	3	27.3%	0	0.0%
(4)	2	18.2%		0.0%	1	9.1%		0.0%		0.0%	0	0.0%
合計	15	136.4%	11	100.0%	9	81.8%	7	63.6%	11	100.0%	1	9.1%

（注）割合は下式の通り、件数を、Q11 で「無料」との回答を頂いた全自治体の 11 件で除算したものである。 割合 = 件数 ÷ 11 件

まず、財務 4 表作成の障害に関する Q5 の回答については、今回のすべての自治体を母集団とした回答（以下、全体における回答）と同様に「(2)作成の為の人員が不足している」点をもっとも強調されている。しかし特徴的な点は「(3)庁内の理解・協力が得られない」が全体における回答割合 25.5%に比して 36.4%とやや高めな点にある。

つぎに、財務 4 表作成における外部の支援の有無に関する Q8 の回答について、「(3)外部の支援が必要である」との回答が全体における回答割合が約 23.6%であるのに比して 27.3%

と少し高いものの、「(1)自力でできるため必要なし」と外部の応援を望まない声は全体における回答割合の29.1%に比して36.4%とこちらもやや高い。

また、外部への支援内容に関する Q9 について、全体における回答では「(2)作成のための助言・情報」が82.1%で、続いて「(3)作成後のチェック」が38.5%と続くが、「無料」と答えた自治体では、「(2)作成のための助言・情報」が45.5%で、続いて「(3)作成後のチェック」が18.2%と順位に相違はないものの外部への支援のニーズはやや低い。

さらに外部支援が必要な自治体の場合、Q10 について外部支援の工数の割合については、全体における回答で最も多かった回答は「(3)25%未満」(回答割合 48.6%)であったが、「無料」と回答された自治体は「(2)25%~50%」(回答割合 63.6%)が最も多くより手厚いアウトソーシングを望んでいたあるいは望む傾向が読み取れる。

また、日本公認会計士協会による研修会の中身については、Q12 において全体における回答では「(2)総務省の新地方公会計制度の具体的かつ技術的な内容」と「(3)作成した財務4表の活用方法」とがほぼ拮抗しているものの、「無料」と回答された自治体では作成の方法等の技術的要請が63.6%と圧倒的に高く、回答時に財務4表の作成が余り進んでいないことへの焦りとも受け取れる結果であった。

最後に、「無料」と答えられた自治体のうち、Q13 の自由意見に答えられた自治体は1団体のみであった。

・ クロスセクション分析2 (Q13 との関連) :

Q13 の新地方公会計制度に基づく財務4表作成に関するご意見・ご感想を記載いただいた自治体について

	Q5(複数回答)		Q8		Q9(複数回答)		Q10		Q11		Q12		有効回答
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
(1)	0	0.0%	1	8.3%	1	8.3%	2	16.7%	7	58.3%	1	8.3%	4
(2)	9	75.0%	8	66.7%	8	66.7%	2	16.7%	5	41.7%	3	25.0%	4
(3)	3	25.0%	2	16.7%	6	50.0%	7	58.3%		0.0%	5	41.7%	4
(4)	1	8.3%		0.0%	2	16.7%	0	0.0%		0.0%		0.0%	0
合計	13	108.3%	11	91.7%	17	141.7%	11	91.7%	12	100.0%	9	75.0%	12

(注) 割合は下式の通り、件数を回答を頂いた全自治体の12件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 12 \text{ 件}$$

まず、財務4表作成の障害に関する Q5 の回答について、「(4)作成する意義が見出せない」との回答が8.3%と、全体における回答割合20.0%に比べて極端に低く、財務4表にお

ける情報の意義をかなり重視していることが推測される。

次に、財務 4 表作成における外部の支援の有無に関する Q8 の回答について、「(3)外部の支援が必要である」との回答が 16.7%で、全体における回答割合 23.6%よりも低く、すでに財務 4 表の作成・チェックが自力あるいは一部アウトソーシングにより進んでいることがわかる。

また、アウトソーシングが必要な自治体の外部支援の工数割合についての Q10 について、外部支援の必要な工数割合が「(3)25%未満」が 58.3%と高く、自立の意識が高い。その結果、日本公認会計士協会開催予定の研修会についての Q11 の回答でも、当研修会へ「(1)参加する予定はない/必要ない」が 58.3%と全体における回答割合 43.9%をかなり上回っている。

さらに、Q12 の日本公認会計士協会の研修への要望としては、「(2)総務省の新地方公会計制度の具体的かつ技術的な内容」といった財務 4 表の作表技術的なニーズは全体における回答割合(71.9%)に比して 25.0%とかなり低く、逆に「(3)作成した財務 4 表の活用方法」が 41.7%と(2)の回答割合に比べて高めであることは、特徴的である。

この結果を重視するならば、日本公認会計士協会としての今後財務 4 表に関する支援については、財務 4 表の単純な作表支援以上に、各自治体が公的説明責任を住民に果たす上で作成された財務 4 表をいかに分析し住民等へ開示すべきか、また自治体内部の各部署が公的資金を有効的かつ効率的にいかに使用すべきかについて自治体公会計がどのような情報を提供できるのかについて、自治体の職員と共に研究し、開発していく必要があるといえる。

以上

# アンケート集計結果

## 第二部

### 財政健全化法

Q 1 : 平成 19 年度の健全化判断比率の完了月 (( 1 ) 算定、( 2 ) 審査、( 3 ) 公表) はいつでしたか？

A 1 : ( 1 ) 算定の完了月は以下の表及びグラフの通りである。

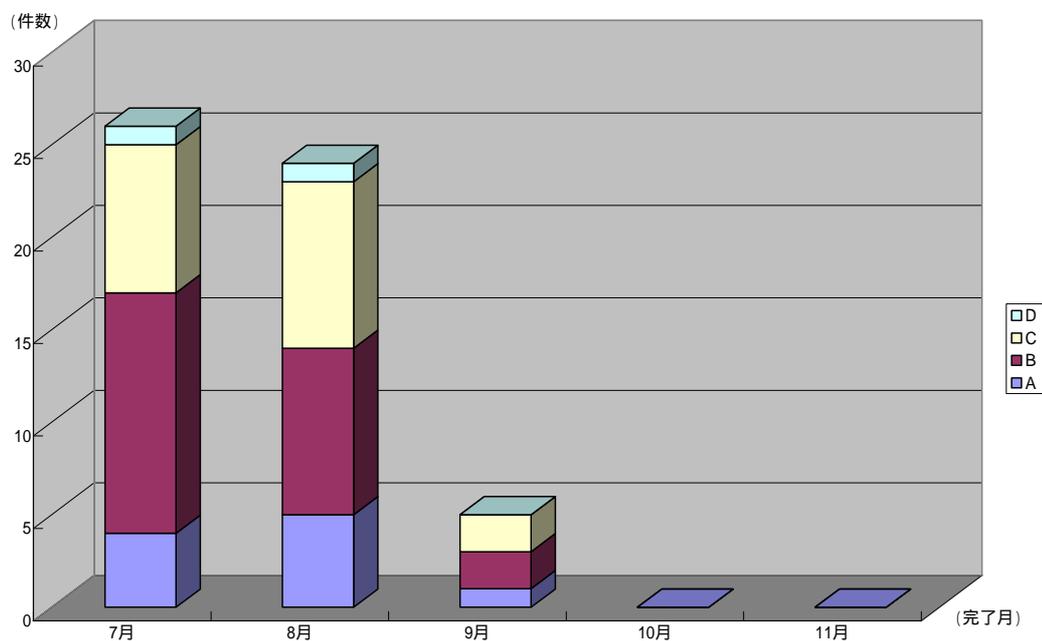
( 単位 : 件 )

	7月	8月	9月	10月	11月
A	4	5	1	0	0
B	13	9	2	0	0
C	8	9	2	0	0
D	1	1	0	0	0
合計	26	24	5	0	0

( 注 1 ) 英字表記は以下の自治体を表す。

- A : 政令指定都市、中核市及び特例市
- B : A 以外の市
- C : 町村
- D : 府県及び不明

( 注 2 ) 有効回答数 55 件、有効回答率は 94.8% である。( 総回答数 58 件で除算 )



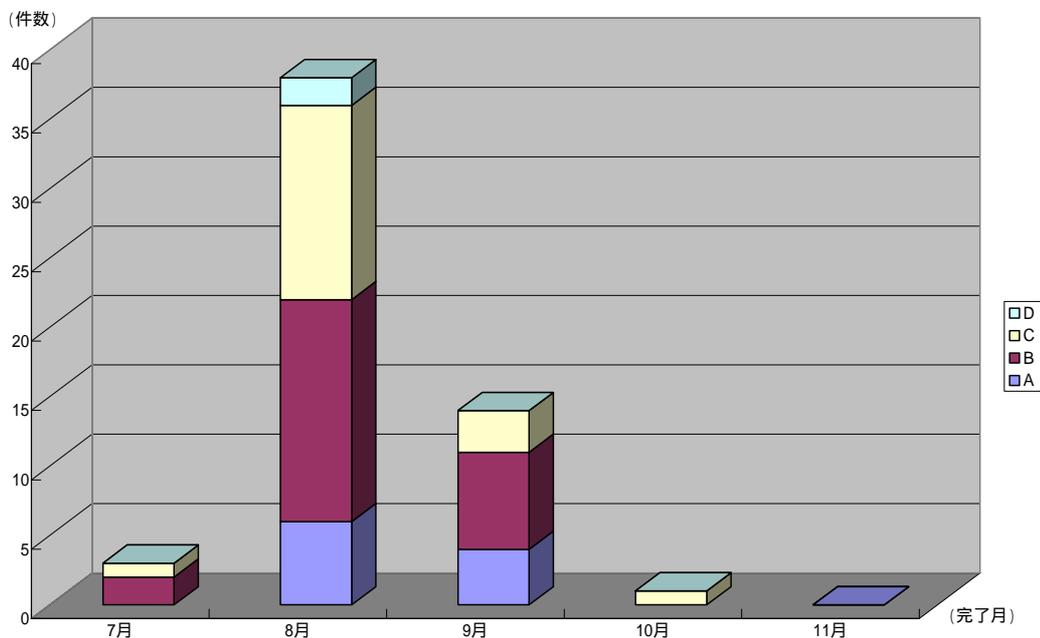
A 1 : ( 2 ) 審査の完了月は以下の表及びグラフの通りである。

( 単位 : 件 )

	7月	8月	9月	10月	11月
A	0	6	4	0	0
B	2	16	7	0	0
C	1	14	3	1	0
D	0	2	0	0	0
合計	3	38	14	1	0

( 注 )

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 有効回答数 56 件、有効回答率は 96.6% である。( 総回答数 58 件で除算 )



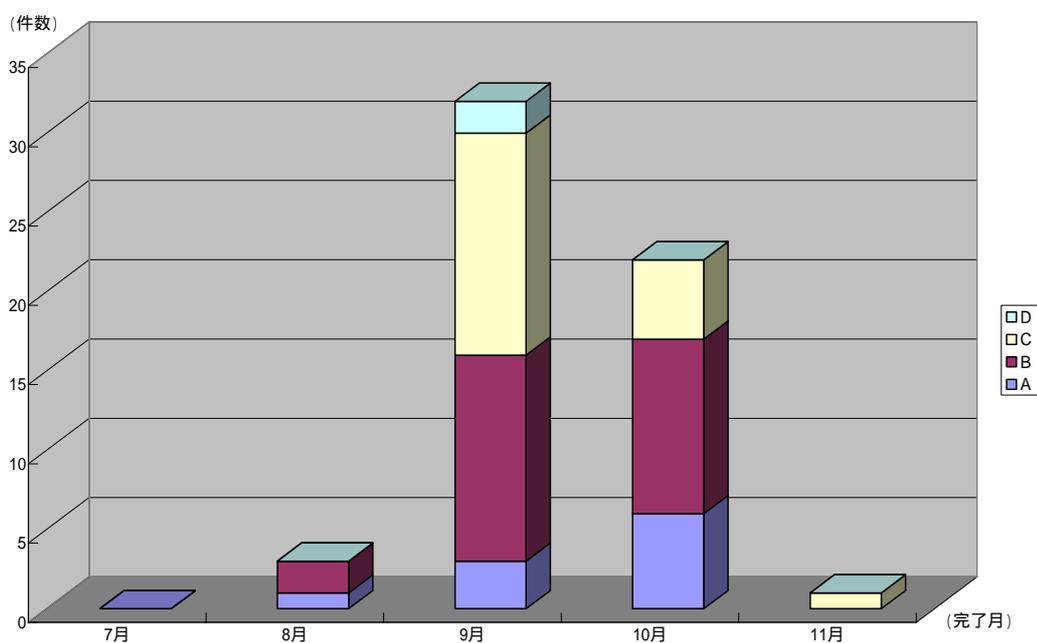
A 1 : ( 3 ) 公表の完了月は以下の表及びグラフの通りである。

(単位：件)

	7月	8月	9月	10月	11月
A	0	1	3	6	0
B	0	2	13	11	0
C	0	0	14	5	1
D	0	0	2	0	0
合計	0	3	32	22	1

(注)

- ・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明
- ・ 有効回答数 58 件、有効回答率は 100.0%である。(総回答数 58 件で除算)



(考察メモ)

- ・ 算定については、7, 8月 審査については、8, 9月 公表については、9, 10月に集中するといった傾向が見られる。
- ・ 公表を10月と確定することは可能であると推測できる。

Q 2 : 健全化判断比率の算定を担当される部署（取りまとめ部署）はどちらですか？

A 2 : 担当部署としては、すべて財政関係、総務関係、企画財政関係の部署であった。

（考察メモ）

- ・ 取りまとめについては、財政課等の財政分析に長けている部署を担当していた。
- ・ 決算を調製する会計管理者と考えられる部署が担当したケースはなかった。

**Q3：健全化判断比率の算定のためにどのくらいの工数又は時間を必要とされましたか？**

A3：回答は以下の表及びグラフの通りである。

(注) 総時間数のみで回答頂いた4件については便宜的に下式の通り変更している。

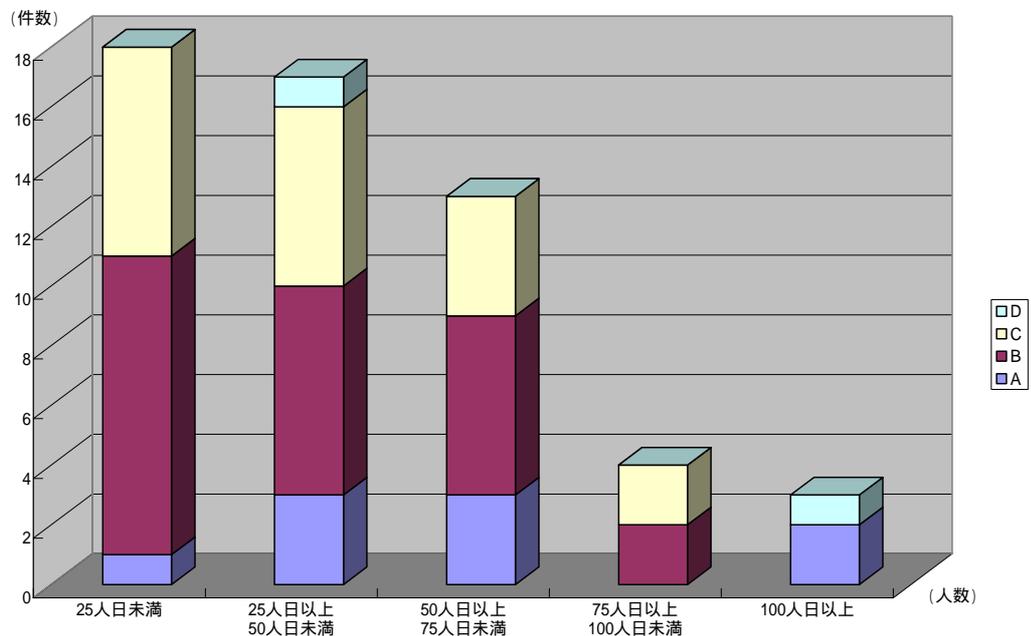
$$\text{人日} = \text{総時間数} \div 8 \text{時間}$$

(単位：件)

	25人日未満	25人日以上 50人日未満	50人日以上 75人日未満	75人日以上 100人日未満	100人日以上
A	1	3	3	0	2
B	10	7	6	2	0
C	7	6	4	2	0
D	0	1	0	0	1
合計	18	17	13	4	3

(注)

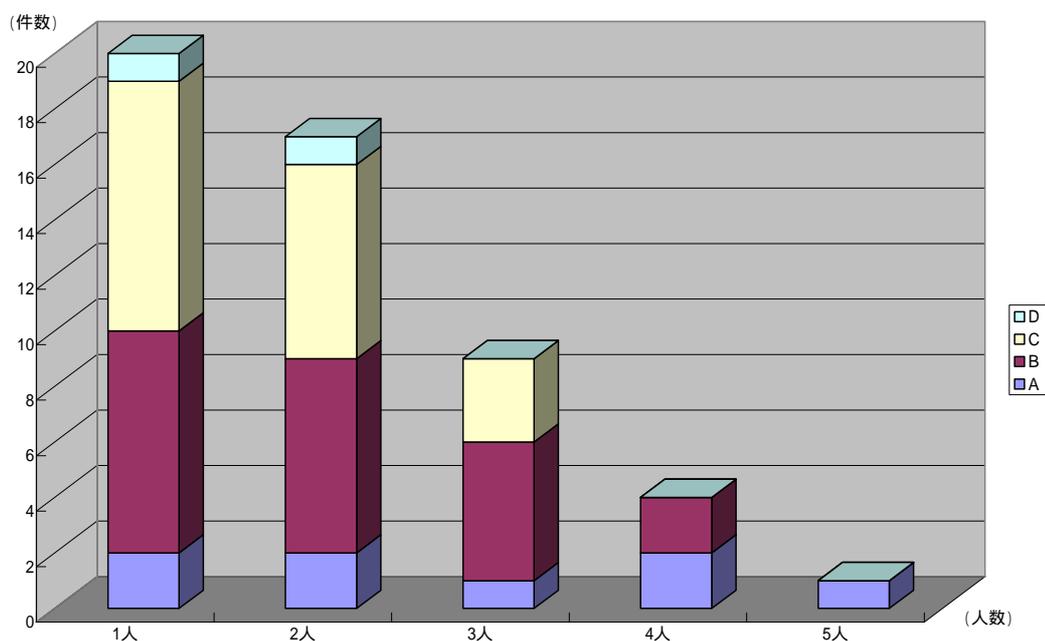
- ・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明
- ・ 有効回答数 55 件、有効回答率は 94.8% である。(総回答数 58 件で除算)



(参考資料) 各自治体が健全化判断比率の算定に従事した人数

(単位：件)

	1人	2人	3人	4人	5人
A	2	2	1	2	1
B	8	7	5	2	0
C	9	7	3	0	0
D	1	1	0	0	0
合計	20	17	9	4	1



(注) A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明

(考察メモ)

- ・ A (政令指定都市、中核市、特例市) が、健全化判断比率の算定作業に、人数が多く必要であることがわかる。
- ・ 作業に従事する人員は多くても 5 人までであり、全体的に少人数で作業していることがわかる。

Q 4 : 健全化判断比率の算定にあたり、困難と考えられる点として何がありましたか？（複数回答可）

A 4 : 回答は以下の表の通りである。

（単位：件）

	(1) 困難な点はなかった		(2) 算定方法の理解		(3) 人員の確保		(4) 他部門からの情報の収集		(5) 技術的な計算・評価技法		(6) その他（自由記載）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	0	0.0%	6	10.5%	4	7.0%	6	10.5%	3	5.3%	3	5.3%
B	0	0.0%	24	42.1%	3	5.3%	11	19.3%	6	10.5%	3	5.3%
C	3	5.3%	14	24.6%	0	0.0%	10	17.5%	3	5.3%	1	1.8%
D	0	0.0%	2	3.5%	1	1.8%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
合計	3	5.3%	46	80.7%	8	14.0%	28	49.1%	12	21.1%	7	12.3%

（注）

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A 以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の 57 件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 57 \text{ 件}$$

（ 6 ） その他（自由記載）に記載されていた内容

- ✓ 『総務省のチェックポイントに基づく監査資料の準備』
- ✓ 『算定方法の詳細取扱いや算出様式などが途中で変わる。実質公債費率の算出方法が毎年変わる。このため一定のルールに基づいた算出をしにくい点がある。』
- ✓ 『実質公債費比率の都市計画税の充当方法について取扱いが明確でなかった。』
- ✓ 『算定方法における記載要領の解釈』
- ✓ 『算定方法について何度も修正されたり、算定の詳細部分が不明確であった。』
- ✓ 『様式などの変更が頻繁にあったこと』
- ✓ 『表間での突合をチェックするリスト等がなかったこと』

（考察メモ）

- ・ 財政課等の財務分析に長けている部署（Q 2 参照）が算定したにもかかわらず、「（ 2 ）算定方法の理解が困難であった」との回答が 8 割を超えており、「（ 6 ）その他（自由記載）」においても、算定方法の理解が困難であったことを挙げられる意見が多かった。これは、新制度が短期間で導入されたため、総務省側もタイムリーに計算方法等の詳細を周知できなかったことに起因するものと考えられる。
- ・ 「（ 4 ）他部門からの情報の収集」との回答が 5 割であることから、自治体内での横の関係に苦労していることが伺える。

Q 5 : 算定にあたり、総務省からのチェックリストなどの配布物以外で有用と思われる情報等に何がありますか？(複数回答可)

A 5 : 回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1) 他自治体の算定状況 についての情報		(2) 算定数値の基礎データとなる連結対象の会計・ 団体・法人の決算書について の正確性の検証結果		(3) その他(自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	8	15.4%	2	3.8%	1	1.9%
B	15	28.8%	9	17.3%	1	1.9%
C	11	21.2%	10	19.2%	0	0.0%
D	1	1.9%	2	3.8%	0	0.0%
合計	35	67.3%	23	44.2%	2	3.8%

(注)

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A 以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の 52 件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 52 \text{ 件}$$

(3) その他(自由記載)に記載されていた内容

- ✓ 『総務省のチェックリスト等の配布物に基づき算定しており、他はない。』
- ✓ 『算定数値の具体的な例示』

(考察メモ)

- ・ 他の自治体の算定状況に関する情報が有用と回答した自治体が 7 割あった。これは、制度導入初年度であり、具体的な取り扱いについて悩むところが多く、他の自治体の情報が有用であったものと思われる。

Q 6 : 健全化判断比率についてどのような審査を受けられましたか？

A 6 : 回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1) 算定された比率と基礎データ相互間の整合性		(2) 算定数値の基礎データとなる会計・団体・法人の決算書の正確性		(3) 評価等判断に渡る部分の妥当性		(4) その他(自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	9	15.8%	3	5.3%	3	5.3%	0	0.0%
B	25	43.9%	8	14.0%	2	3.5%	2	3.5%
C	18	31.6%	7	12.3%	5	8.8%	1	1.8%
D	2	3.5%	1	1.8%	1	1.8%	0	0.0%
合計	54	94.7%	19	33.3%	11	19.3%	3	5.3%

(注)

・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明

・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の57件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 57 \text{ 件}$$

・ 有効回答率は98.3%である。(総回答数58件で除算)

(4) その他(自由記載)に記載されていた内容

- ✓ 『総務省からの監査のチェックリストに基づく審査』
- ✓ 『比率を構成する各数値の説明を行い、比率と財政状況に対し意見を聴取した。』
- ✓ 『算定数値の基礎データの妥当性』

(考察メモ)

- ・ 「(1) 算定された比率と基礎データ相互間の整合性」を確認している自治体は9割を超えており、最低限必要な審査手続であると考えられる。
- ・ さらには、「(2) 算定数値の基礎データとなる会計・団体・法人の決算書の正確性」を回答するところが3割を超えており、この点まで審査することが、今後期待される。

Q7：健全化判断比率の正確性を検証するため外部の支援を必要とされていますか？

A7：回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1) 自力で対応可能であり不要		(2) 算定された比率と基礎データ相互間の整合性検証についての支援が必要		(3) 算定数値の基礎データとなる会計・団体・法人の決算書についての正確性検証についての支援が必要		(4) その他(自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	8	14.0%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
B	24	42.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.5%
C	18	31.6%	2	3.5%	0	0.0%	0	0.0%
D	1	1.8%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
合計	51	89.5%	3	5.3%	1	1.8%	2	3.5%

(注)

・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明

・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の57件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 57 \text{ 件}$$

・ 有効回答率は98.3%である。(総回答数58件で除算)

(4) その他(自由記載)に記載されていた内容

- ✓ 『県によるチェックも有用であった。』
- ✓ 『算定数値の基礎データの妥当性について支援が必要な可能性はある。』

(考察メモ)

・ 「(1) 自力で対応可能であり不要」とする自治体が9割弱である。

・ 一方で、基礎データの妥当性についての支援を必要としている自治体もある。

Q 8 : 財政健全化計画または財政再生計画の作成が必要となった場合、計画の作成について外部の支援を必要とされていますか？

A 8 : 回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1) 計画作成の対象団体になるとは思えないため該当なし		(2) 自力で対応可能であり不要		(3) 計画全体についての作成支援		(4) 財務シミュレーション等の財務会計分野についての作成支援		(5) その他(自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	6	10.7%	2	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%
B	15	26.8%	10	17.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
C	14	25.0%	5	8.9%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
D	2	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	37	66.1%	17	30.4%	0	0.0%	1	1.8%	1	1.8%

(注)

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A 以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の 56 件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 56 \text{ 件}$$

- ・ 有効回答率は 96.6% である。(総回答数 58 件で除算)

(5) その他(自由記載)に記載されていた内容

- ✓ 『計画策定の前提としての個別外部監査』

(考察メモ)

- ・ 「(1) 計画作成の対象団体になるとは思えないため該当なし」及び「(2) 自力で対応可能であり不要」の割合が 9 割を超えている。
- ・ 一方で、財務シミュレーションや個別外部監査への支援を必要としている自治体もある。

Q 9 : 財政健全化計画又は財政再生計画の作成が必要となった場合、個別外部監査に何を、どこまで期待されていますか？（財政健全化法第 26 条第 1 項の個別監査の義務付け）（複数回答可）

A 9 : 回答は以下の表の通りである。

(単位：件)

	(1) 計画作成の対象団体になるとは思えないため該当なし		(2) 健全化判断比率の悪化原因の分析		(3) 悪化原因から導き出される課題の抽出		(4) 悪化原因となった特定の事業に対する改善方法の具体的提案		(5) その他 (自由記載)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	6	10.7%	2	3.6%	3	5.4%	2	3.6%	0	0.0%
B	13	23.2%	6	10.7%	7	12.5%	8	14.3%	1	1.8%
C	15	26.8%	2	3.6%	4	7.1%	3	5.4%	0	0.0%
D	2	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	36	64.3%	10	17.9%	14	25.0%	13	23.2%	1	1.8%

(注)

- ・ A : 政令市・中核市・特例市、 B : A 以外の市、 C : 町村、 D : 府県又は不明
- ・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の 56 件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 56 \text{ 件}$$

(5) その他 (自由記載) に記載されていた内容

- ✓ 『自力で分析可能なため、特になし』

(考察メモ)

- ・ 「(1) 計画作成の対象団体となるとは思えないため該当なし」と回答する自治体が 6 割を超えていた。
- ・ 一方で、回答(2)の健全化判断比率の悪化原因の分析よりも、回答(3)及び(4)の悪化原因から導き出される課題の抽出及びその改善方法の具体的提案に対して、期待する自治体の割合が高いことがわかる。

Q10：財政健全化計画又は財政再生計画の作成をされた場合、包括外部監査に何を期待されていますか？（財政健全化法第26条第2項による包括外部監査実施の際の留意点）

A10：回答は以下の表の通りである。

（単位：件）

	（１）包括外部監査の対象自治体でないため該当なし		（２）計画全体を監査対象として設定し、計画の有効性・実行可能性についての論評、進捗状況チェック、計画の改善提案を行う		（３）比率悪化の主要原因である事業について監査テーマとして採り上げ、個別事業の問題点の指摘改善提案を行う		（４）その他（自由記載）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	5	9.1%	0	0.0%	3	5.5%	0	0.0%
B	18	32.7%	7	12.7%	1	1.8%	0	0.0%
C	16	29.1%	3	5.5%	2	3.6%	0	0.0%
D	1	1.8%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
合計	40	72.7%	10	18.2%	7	12.7%	0	0.0%

（注）

・ A：政令市・中核市・特例市、 B：A以外の市、 C：町村、 D：府県又は不明

・ 割合は下式の通り、件数を本問の回答を頂いた自治体の55件で除算したものである。

$$\text{割合} = \text{件数} \div 55 \text{ 件}$$

・ 有効回答率は98.3%である。（総回答数58件で除算）

（考察メモ）

・ 包括外部監査の対象自治体においては、（２）の計画全体についてと、（３）の悪化原因である事業について監査テーマとして採り上げ、改善されることにつき、ほぼ同程度に期待していることが分かる。

## 【総括的考察】

- ・ 健全化判断比率の導入初年度でもあり、算定方法の詳細や算定様式において変更もあったため、かなりその対応に苦労した自治体が多かったようである。
- ・ また、審査についても、現在は算定された比率と基礎データ相互間の整合性にとどまっている自治体が多いが、今後は、そもそもの基礎データの正確性まで踏み込んで審査されることが望ましいと考えられる。この基礎データの正確性/妥当性の検証については、外部支援を必要とする場面も、今後出てくるものと考えられる。
- ・ さらには、個別外部監査もしくは包括外部監査を通じて、比率悪化の原因分析から導き出される課題の抽出や、その改善に対する具体的提案について、期待が大きいことが分かった。
- ・ この財政健全化法に関する個別外部監査もしくは包括外部監査については、その制度や対象等の詳細について、いまだ明らかでないところが多いが、われわれ日本公認会計士協会近畿会としても、今後も常に情報収集等に努め、各自治体の健全化に貢献できるよう、準備を進めることが必要であると再認識したところである。

以上

編集者（五十音順） 近畿会 社会公会計委員会

板戸史朗・遠藤尚秀・小市裕之・小林礼治・西野裕久・福井智士・牧野康幸